（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正）

3　排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「ごとに」を「に応じ」に、「中欄及び」を「中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表の」に、「とおり」を「排出方法によること」に改め、同条の表中「に関する基準」を削り、同表第一号中「別表第三第二号上欄」を「別表第四第二号上欄」に、「別表第二の二」を「別表第三」に改め、「単に」を削り、同表第二号中「別表第三第三号上欄」を「別表第四第三号上欄」に改め、同表第三号中「別表第三第四号上欄」を「別表第四第四号上欄」に改め、同表第四号中「別表第三第六号上欄」を「別表第四第六号上欄」に改め、同表第五号中「別表第三第七号上欄」を「別表第四第七号上欄」に改め、同表第六号中「別表第三第八号上欄」を「別表第四第八号上欄」に改める。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○農林水産省令第三十三号

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十四号）の施行に伴い、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月五日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）
8　情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。	8　情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）	一　（略）
二　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十六条の規定による食料、農業及び農村の動向及び施策に関する年次報告に関すること。	二　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条の規定による食料、農業及び農村の動向及び施策に関する年次報告等に関すること。
9～18　（略）	9～18　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。